討論

日本共産党

議案九十八号のうち、東大阪市図書館条例の改正が、旭町図書館を廃止することが前提となっており反対。

指定管理者の指定手続きの一部の改正は、建設から運営までを一つのＰＦＩ事業者が行うため、運営面では評価の低い業者が総合点で指定管理者になり得るなど矛盾があり反対。

市立図書館を利潤追求が目的の営利企業が運営することは、市民サービスの向上や経費の節減につながらない。また、文部科学省が指摘している十年先の展望や計画性は、五年間の指定管理期間ではできず反対。

一般会計補正予算のうち、幼稚園整備事業には抜本的な検討が必要であり反対。

また、ＰＦＩ手法で行う新上小阪住宅建設事業及び新市民会館建設事業にも反対。

つばさの会

新設校としての布施中学校の校名に関しては地域の統合委員会で決定されたと聞いており反対するものではない。また、永和、菱屋西、学校統合そのものに反対もしていないが、議案百七号の一部である菱屋西小学校と永和小学校の統合に伴う桜橋小学校の校名の決め方について、教育委員会に疑念を持たざるを得ない。今回の校名の決め方について、教育委員会は地域に不信感を抱かせるだけではなく、子どもたちを巻き込み、それどころか、そこに介入するという言語道断な事実があったと確認している。適切な説明責任も果たさず、地域を混乱させ、子どもたちを巻き込み、地域も納得しない中、議案として提出することは理解できない。教育委員会の不誠実な対応から反対せざるを得ない。

新社会党

菱屋西小学校、永和小学校の統廃合問題は、平成十八年に地元説明が持たれたが住民からの疑問等に満足な回答もないまま長年放置された。平成二十五年に突如平成二十八年の統廃合実施が示され、教育委員会の説明不足から両校区での統合の基本的な理解に大きな隔たりがあることが判明し、その結果、統合委員会は休会状態となった。一方で、桜橋小学校名が多数の児童の支持を得たと聞いている。本来その校名も含めて、統合委員会で新校名を決定するはずが、教育委員会の怠慢な対応により再開されなかった。子どもたちがみずから選んだ校名を尊重することから議案には反対しないが、教育委員会の姿勢に対し強く抗議し、猛省を促すため、本議案に対し退席で態度を表明する。

監査委員条例の一部を改正する条例　提案説明

◆大阪維新の会

監査委員には、財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関する高い専門性を有するとともに、厳格な公平性が求められる。また、総務省の第三十一次地方制度調査会第二十六回専門小委員会中の配付資料に、監査委員はより独立性や専門性を発揮した監査を実施するとともに、議会は議会としての監視機能に特化していく考え方から、各地方団体の判断により、監査委員は専門性のある識見監査委員にゆだね、議会選出監査委員を置かないことも選択肢として設けるべきとある。先進的な市として積極的に機能分化を図るため、現在の外部監査委員二名、議会選出監査委員二名から外部監査委員三名、議会選出監査委員一名に変更することを提案する。

監査委員条例の一部を改正する条例　討論

◆日本共産党

執行機関から推薦された監査委員とは別に、より住民に近い立場と視点から監査するところに議会選出の意義と独立性がある。そのことから、市民の代弁者としてのチェック機能を果たすためにも、外部監査委員二名、議会選出監査委員二名のバランスを崩して議会選出一名にすべきではない。ましてや、二元代表制の観点とバランスを踏まえるならば、コスト削減という範疇で図ることがあってはならず、また執行機関に与する不均衡さがあってはならない。加えて提案説明において、監査委員を外部の専門家にゆだねるべき等の理由を根底にされているが、そのこと自体が二元代表制のもとでの監査の本質を理解していない。以上これらの点から反対する。

政務活動費の交付に関する条例を廃止する条例　提案説明

◆大阪維新の会

本会議での代表質問でも述べたが、兵庫県議会を発端に全国的に議員による政務活動費の不適切な支出が大きな社会問題になっている。本市においても、市長が複数の会派を刑事告訴するという異常な事態となっており、平成二十三年度から平成二十五年度の三年間で不適切な支出として指摘され、返還された額は約四千四百七十八万円という膨大な金額となった。政務活動費は市民の税金である。平成二十六年度の政務活動費から、平成二十七年四月改定の運用マニュアルに基づいて使われているが、納税者への周知もなく、理解が得られたとは到底考えられず、我々大阪維新の会として政務活動費交付に関する条例を廃止する条例を提案する。

政務活動費の交付に関する条例を廃止する条例　討論

◆日本共産党

二元代表制のもとで、議会は市長と独立対等の立場で議論や評価をし、政策立案や提案することが求められており、政務活動費の問題もこの観点からとらえることが大切である。

主な政務活動とされているのは、生活と福祉向上等の政策立案や提案権を行使するための調査研究と市民意見の反映や市政報告である。今回の提案は、政務活動の制限や停止を意味する。不適切な支出が本市でも続き、市民の信頼を失墜したことは、各議員が受け止め、信頼回復に全力を尽くすのは言うまでもない。市民が求めているのは、不適切な支出を抜本的に改めるルールと仕組づくりであり、市民のための政務活動を進めることである。よって反対する。

◆東大阪創生会

政務活動費は、政策形成や調査研究の活動のために認められており、地方議員が地方や市民のために行う活動や市政の広報活動に使用しなければならない。政務活動費の重要性は増すことはあっても減ずることはない。また、政務活動費に関しては、一旦廃止するという中途半端なことではなく、廃止するのか存続するのかの二者択一しかない。今後、政務活動費が必要となれば論旨が一貫しておらず、廃止条例の提出はパフォーマンスだけになる。もし、政務活動費を必要と考えるならば廃止せず、金額や交付方法などの議論をすべきである。また、政務活動費調査等協議会での検討を待ち決定すべきである。以上のことから反対。